

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称)京王重機整備北野工場建替計画」に係る環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

記

第1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：京王重機整備株式会社
代表者：代表取締役社長 寺田 雄一郎
所在地：東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号
- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：(仮称)京王重機整備北野工場建替計画
種 類：工場の設置
- 3 対象事業の所在地
東京都八王子市長沼町1304番1、2

第2 意 見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。なお、事業の実施に当たっては、関係住民や自治体に対し周知・説明を十分に行うこと。

【騒音・振動】

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音は、工事用車両の走行により交通量が増加することで環境基準値を上回る地点があり、また、計画地周辺には住宅や福祉施設等が近接していることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。